

## 令和3年2月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和3年2月3日（水）午後1時30分より、野津中央公民館 多目的ホールにおいて、会長が2月定例総会を招集した。

本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員    2番 藤嶋 祐美 委員    3番 二村 啓二 委員    4番 城野 幸司 委員    6番 野上 政憲 委員

7番 佐藤 幸子 委員    8番 竹尾 奈美 委員    9番 柳井 博之 委員    10番 後藤 博幸 委員    11番 中野 定重 委員

### 欠席委員

5番 疋田 忠公 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹    岩本 武 副主幹

### 付議議案

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願いについて

議案第4号 議決の抹消について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案の意見徴収について

議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について

議案第8号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長にお願ひ致します。

会 長 それでは、総会の議長を務めさせていただきます。みなさま、ご協力よろしくお願ひ致します。  
議事に先立ちまして、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席5番の疋田 忠公委員が欠席となっており、出席数は11名となります。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号7番 佐藤 幸子委員と、議席番号8番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願ひ致します。  
ただいまから議案審議に入ります。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願ひ致します。

次 長 議案の1ページをお開きください。  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。  
令和3年2月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、田 890 m<sup>2</sup> を、所有権移転するものです。なお、この案件については空き家バンク制度を利用した申請となります。

番号 2、畑 394 m<sup>2</sup> 他 2 筆 合計 1,294 m<sup>2</sup> を、耕地拡張のため所有権移転するものです。

番号 3、畑 1,993 m<sup>2</sup> 他 2 筆 合計 3,398 m<sup>2</sup> を、農業経営開始のため所有権移転するものです。

以上 3 条申請 3 件については、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第 3 条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。1 月 25 日に実施しました現地調査において、調査委員 2 名が判断された農地法第 3 条第 2 項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3 条申請 3 件についてご提案を申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

藤 嶋 私、藤嶋より、1 月 25 日に後藤委員、事務局の方と実施しました議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

番号 1 の田について、贈与により所有権を取得するものです。

譲渡人は申請地の隣に空き家バンクに登録された住宅を所有しています。12 月に家の横の 2 筆の畑について許可されたところですが、今回は家の前にある田を取得することになったものです。

申請地は 1 筆の田で、現在は適切に管理されています。許可後は露地野菜を栽培するとのこと。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[下限面積要件]については空き家バンク物件であることから 3 反未満でも認めるものとし、そのほかの[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件についても、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑で、ハウスの設置に向けて整地作業が進んでいます。許可後は椎茸のハウスを設置するとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[下限面積要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件について、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑で、カボスが植えられています。許可後もカボス園として管理するとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[下限面積要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件について、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願い致します。

議 長 続きます。地元の推進委員さんより報告をお願い致します。第18地区の北迫推進委員さん。

北 迫 第18地区、推進委員の北迫です。

推進委員 番号1の田について、贈与により所有権を取得するものです。

申請地の隣は譲受人が取得する空き家バンク物件の住宅です。今後も適切に管理するとのことであり、特に問題はないと思われ

議 長 次に第13地区の芦刈推進委員さん、お願い致します。

芦 刈 第13地区、推進委員の芦刈です。

推進委員 番号2の畑について、売買により所有権を取得するものです。

譲受人はシイタケの栽培を行っており、今回は、すでにあるハウスの隣に新たなハウスを建てるものであります。特に問題はないと思われ

ます。

議 長 第9地区の佐藤推進委員さん、お願い致します。

佐藤清 第9地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号3の畑について、売買により所有権を取得するものです。

申請地は3筆の畑で、すでに譲受人により剪定などの管理が行われています。許可後も引き続き管理するとのことであり、特に問題はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖 委員 はい。先日、現地調査に行きましたが、その中で番号3の議案について、今度新しく農業経営を開始するということでありました。現在、カボスも植わっておりましたが、結構樹齢も経っているようで、今後経営をするのであったら新植しないといけないなと思いましたが、それと、自宅が半径3kmと遠い距離にあるようですが、今後長く農業を続けるためには農業委員会から農協や部会に入るように勧めていただき、長く農業経営を行ってほしいと思います。以上です。

議 長 わかりました。貴重なご意見ありがとうございます。他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第3号 非農地証明願いについてですが、先に事務局より案件の説明、その後、改正による取り扱いについての説明をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第3号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和3年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 番号1、畑 685㎡ 他2筆 合計919㎡ については、昭和元年より住宅及び進入路用地として利用しているものです。チェックリストについては、④非農地化から20年以上経過した土地になります。

以上、非農地証明願1件についてご提案申し上げます。

なお、先ほど議長が申しましたように、非農地証明願いの変更がありましたので説明をしたいと思います。

今年1月13日より、県より非農地証明願の要件の変更が通知されました。内容説明については、配布しています別紙で説明致します。

まず区分の欄1～3ですが、これは無許可で転用された農地です。内容は、1.植林されている。2.建築物等が建てられている。3.道路となっている。このような土地は、これまで農業委員会の農地法4、5条の転用許可が必要とされていましたが、今回よりこれらの土地は20年以上経過していれば、非農地証明の許可で対応できるものとなりました。新たに就任された委員さんにおいては、内容がわからない部分があると思いますが、わからない点があれば事務局までご相談をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。  
これより議案第3号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第3号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に議案第4号 議決の抹消について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7ページとなります。

議案第4号 議決の抹消について、令和元年12月4日、議案第62号で議決のあったものについて取り下げ願いが提出されたので抹消するものとする。

令和3年2月3日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、畑 155㎡、申請の内容 建売住宅1棟の建築。令和元年12月4日総会議案でありました。取消理由は、資材調達の支障や購入予定者の辞退によるものです。県からの許可書についても返却済みです。以上、議決の抹消1件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

藤 嶋 委員 はい。令和元年ということは地目の変更はしてあったのですか？地目は畑のままですか？

次 長 地目の変更はしておりません。一般的に5条の許可というのは所有権を移転し、家が建ったあとに法務局にて地目の変更を行うということになりますので、地目の変更は行っておりません。

藤 嶋 分かりました。  
委 員

議 長 他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。  
これより議案第4号 議決の抹消について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第4号 議決の抹消については、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 9ページとなります。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和3年2月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 案件の説明については別冊の農用地利用集積計画（第1号）でとなります。「令和3年2月3日公告予定」です。  
これがどういったものかと言いますと、農地の貸し借りの契約を農業委員会へ届け出たものを集計したものです。  
1ページをご覧ください。この利用権設定集計表は令和3年1月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。



説明については1ページの合計で説明します。

田については、46,321㎡ 42筆、畑については、12,799㎡ 10筆です。合計面積は、59,120㎡ 52筆となります。

次に貸手、借手ですが、貸し手が29名に対しまして、借り手は17名となります。以上、簡単ではございますが、令和3年2月3日公告予定の農用地利用集積計画（第1号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第5号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次長 10ページです。

議案第6号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和3年2月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 これにつきましても別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページをご覧ください。  
1 件目について、畑 3,015 m<sup>2</sup> を配分するものです。  
次に 3 ページとなります。2 件目は、田 5 筆 8,837 m<sup>2</sup> を配分するものです。  
以上、農用地利用配分計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 6 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第 6 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定致しました。  
次に、議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。  
議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。  
令和 3 年 2 月 3 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長        こちらにつきましては、主管課が農林振興課となりますので、農林振興課の担当より説明をしてもらいます。

岩 本        農林振興課の岩本です。私から農業振興地域整備計画の変更について3件の申し出がありましたので、説明をさせていただきます。

副主幹        まず箇所番号1についてですが、こちらは農振除外後、一般住宅用地として利用する計画となっております。変更後の利用者は現在、臼杵市内の借家に居住しており、お子さんが小学校に上がるまでに新居を建築したいということで、様々な候補地を検討して今回の申請地で申し出があったところであります。この申請地は2筆あり、これを分筆して家を建てる計画となっております。当該地の地目は畑となっておりますが、現在は耕作されておらず、草が生えている状態であります。また、隣接地につきましては左右に一般住宅、手前が道路、奥（西側）は竹林となっております。今後、集団的な農地利用は見込めないものと認められると考えており、以上のことから農用地利用計画の変更、いわゆる農振除外については、やむを得ないものと考えております。

              続きまして、箇所番号2についてですが、農振除外後は一般住宅用地として利用する計画となっております。

              変更後の利用者は現在、変更申出地の近くにある実家敷地内にある「離れ」に居住しております。お子さんの成長に伴い手狭になってきたため、新居の建築に至ったところであります。こちらも様々な候補地を検討したのですが、条件的に困難であり、当該地が最適と考え申し出があったものであります。また、こちらも分筆し、家を建てる計画となっております。この申請地は、事業計画者であるお父様が荒廃農地とならないよう管理していますが、20数年間耕作はされていない状態です。

              隣接地については、北側は農道を挟んで林地となっております。東側は畑でありますが、休耕地となっており、その一部が道路に接しています。西側も畑で休耕地となっておりますが、一部は所有者が家庭菜園として使用しています。南側も休耕地となっております。

              以上のことから、周辺農地の農業利用には支障なく、今後も集団的な農地利用は見込めないものと認められますので、農振除外については、やむを得ないものと考えております。

              箇所番号3については、農振除外後、太陽光発電施設用地として利用する計画となっております。転用者は太陽光発電システムを設置する場所について、いくつかの候補地を検討した結果、当該地が最適と考え申し出たものであります。登記地目上は“田”となっておりますが、長年耕作者はおらず、現況は雑木、雑草が茂っており荒廃した状態であります。隣接する農地も同様の状況であり、今後も集団的な農地利用が見込

めないものと認められます。周辺の耕作農地から分断されているため、周辺の農地利用にも支障がないと考えられます。以上のことから農振除外についてはやむを得ないものと考えております。

以上、3件の提案をさせていただきます。

議 長        それでは事前に現地確認をしていただいておりますので、担当地区の推進委員さんから報告をお願い致します。  
第12地区の佐藤推進委員さん。

佐藤孝        第12地区の佐藤です。1月28日に現地調査を実施いたしました。箇所番号1について、申請地の登記地目は畑であるが、現在耕作されておらず、草が生い茂っている状態であります。また、両側は一般住宅、裏側は竹林、正面は道路となっており、他の集団農地とは分断されています。以上のことから申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限と考えられます。転用後は一般住宅地として利用するというので、土地利用計画図も作成されており、農地転用の確実性もあることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えております。以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議 長        続きまして、第23地区 赤峰推進委員さん、お願い致します。

赤 峰        赤峰です。昨日2月2日に現地調査を実施しました。箇所番号2について、申請地は登記上、畑であります。所有者の事業計画者は父親であり、荒廃農地とならないように管理されてきました。長年耕作もされておらず、畑自体は畑かんが入っておりません。北側には杉林、東、西、南側には畑がありますが、どれも休耕となっており、東側の一部には道も通っております。以上のことから近隣農地への影響は最小限と考えられます。転用後は一般住宅用地として利用されるものです。転用予定者は農地利用計画作成図も作成しており、農地転用の確実性もあることから、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告を終わります。委員みなさんの慎重な審議をよろしくお願い致します。

議 長        続きまして、第10地区の武氏推進委員さん。

武 氏 第10地区の武氏です。

推進委員 昨日、現地調査を実施いたしました。番号箇所3について、申請地は地目上、田であります。長年耕作者がおらず、現状は雑木、雑草が生い茂り荒廃した状態です。隣接する農地も同様の状況であります。また、県道と川の間に立地しており、周辺の耕作農地から分断されているため、今後も集団的な農地の利用が見込めないものと認められます。以上のことから申請地を除外しても近隣農地への影響は最小限であると考えられます。転用後は、太陽光発電施設用地としての利用を計画しています。事業計画者は土地利用計画図も作成しており、農地転用の確実性もあることからの、今回の農振除外はやむを得ないものと考えられます。以上、調査報告となります。委員みなさまの慎重な審議をお願い致します。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しましてこれより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定致しました。次に議案第8号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 ページは最終ページとなります。

議案第8号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について、利用状況調査（耕作放棄地調査）に基づき、農地法第2条1項に規定する

「農地」に該当しない旨の認定をしたいので提案する。

令和3年2月3日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別紙でご説明致します。

これにつきましては、昨年の6月から8月にかけて農業委員、推進委員が調査した結果に基づいて、非農地と判断した土地となります。

説明については臼杵市全体の合計で申し上げます。

田 457筆 103,993㎡、畑 715筆 182,031㎡、合計 1,172筆 286,024㎡（約28.6ha）を、今年度非農地として認定することとなります。以上、農地利用状況調査における非農地の認定についてご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後藤聖  
委員 内容について詳しく説明をお願いします。

次長 毎年、6月から8月に農業委員さん、最適化推進委員さんが農地の利用状況調査いわゆる「農地をちゃんと利用されているか、荒地なのか」などを調査するわけですが、昨年、前任者が調査した結果からこれだけ荒れているところとなっております。これについては完全に農地としては復帰が困難な農地を認定しています。無断転用ではなく、自然に荒れて耕作が困難な農地を非農地として認定しています。

後藤聖  
委員 畑かんのところは認定していないのですか。

次長 基本的には圃場整備したところは認定するようにはしていません。圃場整備していないところを認定しています。

後藤聖  
委 員

わかりました。

会 長

場所的には山と山の間とか、畑に木などが生えて山林化している場所などのこととご理解いただければと思います。

会 長

他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第8号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長

全員挙手により、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第8号 農地利用状況調査に基づく非農地の認定については、原案どおり承認することに決定致しました。  
以上で本総会の議案はすべて終了致しました。委員みなさま、ありがとうございました。